現在の渡良瀬遊水地の中には、周囲を堤防で仕切られた三つの調節池がある。各調節池内及び河川敷には本州最大級のヨシを主体とする湿性草地が広がり、また、第一調節池内の渡良瀬貯水池（谷中湖）は広大な解放水面を有し、ヨシ原、草原のほか、河岸等にヤナギ類の樹林帯を有するなど、多様な環境を有し、七百種以上の植物が確認されている。

当該区域において、近年約百四十種の鳥類が確認されている。主にオオヨシキリ、セッカ等の草原性の鳥類が春季から夏季にかけて当該区域を繁殖地とし、河畔林では環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のサシバの繁殖が確認されている。冬季には、数千羽のカモ類を始め、ホオジロ類、猛禽類等の多くの種が越冬地として利用しており、特に絶滅危惧ⅠB類のチュウヒが多数飛来し越冬している。この他、渡りの途中に、シギ・チドリ類が湿地帯を休息・採餌場所として利用し、ツバメ等が大群で広大なヨシ原をねぐらとして利用している。

このように、当該区域は鳥類の集団渡来地として重要な区域であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥類の保護を図るものである。

㈡　鳥獣保護区の管理方針

イ　当該区域は河川区域であるため、河川管理者等と連携協力し、鳥獣類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣類の生息状況の把握に努め、必要に応じ保全対策を講ずる。

ロ　良好な環境の保全と治水機能の向上を図るため湿地の保全及び再生を進める河川管理者の事業と連携協力して鳥獣の保全を図る。

ハ　鳥獣類の生息に影響のない範囲で、河川管理者、関係自治体等と連携協力し、自然観察、環境学習等の場として積極的な活用を図る。

○環境省告示第九十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年五月三十日

環境大臣　細野　豪志

一　名称

円山川下流域鳥獣保護区

二　区域

兵庫県豊岡市の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十四年六月一日から平成四十三年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、兵庫県豊岡市を流れる円山川の下流部及び周辺の水田を中心とした区域である。

当該区域を含む豊岡盆地は、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のコウノトリが集団で繁殖していたが、昭和四十六年には野外から姿を消し、昭和六十一年に最後の保護飼育個体が死亡し一度絶滅している。しかし、昭和四十年から始められた試験的な人工繁殖を端緒に保護増殖の取組が開始され、平成十七年からは繁殖個体の放鳥による野生復帰が行われ、現在四十羽以上のコウノトリが主に当該区域周辺で生息している。当該区域では、平成二十年からこれまでに九羽が巣立ち、現在野外に生息している自然繁殖個体を最も多く安定的に輩出している区域であり、コウノトリの生息にとって重要な場所となっている。

当該区域を流れる円山川は、河川勾配が緩く、当該区域内にある低湿地帯にはコウノトリの餌となるトノサマガエル、ドジョウ等の生物が生息しており、コウノトリの生息に適した環境となっている。

このほかに絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサ、準絶滅危惧のミサゴ等の希少な鳥類を始めとして三十七科百四十六種の鳥類が生息している。

このように、当該区域はコウノトリを始めとする鳥類にとって良好な生息環境を有しており、保護を図るべきと認められることから、希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息するコウノトリを始めとする鳥類の保護を図るものである。

㈡　鳥獣保護区の管理方針

イ　希少鳥獣生息地の保護区として、コウノトリを始めとする鳥類の良好な生息・繁殖環境が保たれるよう適切な管理に努める。

ロ　関係地方公共団体、関係機関、ＮＧＯ等と連携し当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

○環境省告示第九十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、円山川下流域鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年五月三十日

環境大臣　細野　豪志

一　名称

円山川下流域特別保護地区

二　区域

兵庫県豊岡市の一部

三　存続期間

平成二十四年六月一日から平成四十三年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

㈠　特別保護地区の指定目的

当該区域は、兵庫県豊岡市を流れる円山川の下流部を中心とした区域である。

当該区域を含む豊岡盆地は、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のコウノトリが集団で繁殖していたが、昭和四十六年には野外から姿を消し、昭和六十一年に最後の保護飼育個体が死亡し一度絶滅している。しかし、昭和四十年から始められた試験的な人工繁殖を端緒に保護増殖の取組が開始され、平成十七年からは繁殖個体の放鳥による野生復帰が行われ、現在四十羽以上のコウノトリが主に当該区域周辺で生息している。当該区域では、平成二十年からこれまでに九羽が巣立ち、現在野外に生息している自然繁殖個体を最も多く安定的に輩出している区域であり、コウノトリの生息にとって重要な場所となっている。

当該区域を流れる円山川は、河川勾配が緩く、当該区域内にある低湿地帯にはコウノトリの餌となるトノサマガエル、ドジョウ等の生物が生息している。中でも水田及びその周辺（田結地区、気比・畑上地区等）並びに湿地（戸島地区）は、営巣期及び巣立ち期の親鳥及び幼鳥が採餌に利用しており、コウノトリの繁殖に特に重要な区域である。なお、当該区域内の戸島地区には人工巣塔一基があり平成二十年から毎年安定的に繁殖が確認されている。

このほかに絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサ、準絶滅危惧種のミサゴ等の希少な鳥類を始めとして三十一科百二十九種の鳥類が生息している。

このように、当該区域は円山川下流域の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域で繁殖するコウノトリを始めとする鳥類及びその生息地の保護を図るものである。

㈡　特別保護地区の管理方針

イ　希少鳥獣生息地の保護区として、コウノトリを始めとする鳥類の良好な生息・繁殖環境が保たれるよう適切な管理に努める。

ロ　関係地方公共団体、関係機関、ＮＧＯ等と連携し当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

○環境省告示第九十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年五月三十日

環境大臣　細野　豪志

一　名称

荒尾干潟鳥獣保護区

二　区域

熊本県荒尾市及び玉名郡長洲町の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十四年六月一日から平成四十三年十月三十一日まで